

令和2年9月24日

会員各位

【職名使用届提出時の行政書士証票の表記方法等の改正について】

北海道行政書士会 総務部長 野口哲郎

会員各位におかれましては、日頃より北海道行政書士会の会務運営にご協力頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、皆様が使用されている行政書士証票につきまして、戸籍上の姓が変更になった場合でも、旧姓を職務上使用する氏名（職名）として使用することを希望する場合に、職名使用届を提出することにより、旧姓が表記されるようになっておりました。しかし、その表記方法が、単に戸籍上の姓名の後のカッコ内に旧姓名が併記されるに留まるものであり、行政庁の窓口等ではどちらが職名であるかの判断が付かない場合があり、会員の方から表記方法の変更について以前から要望を頂いておりました。当会としては、平成29年度から今年度までの4年間の間、日行連定時総会にて、職名であることが明確となるような表記方法に変更することを要望してまいりました。

この度職名使用届提出時の行政書士証票の表記方法を含む規則の改正が実現しましたので、皆様にお知らせ致します。つきましては、次頁からの日行連通達をご参照の上、手続きを進めて頂くことが出来ますので、ご確認をお願い致します。

以上

日行連発第507号
令和2年8月7日

各 単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
登録委員会
委員長 金沢 和則

日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則の一部改正について

日頃より、登録事務にご理解、ご協力をいただき御礼申し上げます。
令和2年7月の理事会において、標記規則の一部改正が書面議決されました。
つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、登録事務処理に際して留意されますようお願いいたします。
なお、ご不明点等ございましたら、事務局登録課までお問い合わせください。

記

1. 改正内容について

別添資料1をご参照ください。

2. 改正に伴う対応について

- ・当該規則の施行日（令和2年8月31日）以降に発行する、職名を使用する会員の行政書士証票は別添資料2のとおり表記される予定です。
- ・行政書士証票再交付申請書（別記様式第2）の新様式は、施行日以降使用可能となります。施行日以降、旧様式は使用できませんのでご注意ください。
- ・当該規則第6条の改正については、全て有償となります。

<別添>

- 資料1. 日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則の一部改正
- 資料2. 行政書士証票表記例（参考）

以上

日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則の一部改正

【改正の理由】

証票の記載事項中、氏名に関し、職名の使用者について行っている職名の括弧書き表示の根拠規定を定めるとともに、行政書士証票の再交付に関し、実情に合わせ機動的に再交付申請が可能となる新たな規定を設けるもの。

日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第2項及び第3項の各第一号を次のように改める。

- 一 氏名（会則第39条第3項の規定に該当する場合は、氏名に続き括弧内に職名を記載する。）

第6条の見出しを「(証票の再交付)」に改める。

第6条第1項中「証票の紛失又はき損によりその」を「次の各号のいずれかの事由により証票の」にあらためる。

第6条第1項第一号～第四号を次のとおり定める。

- 一 証票の紛失
- 二 証票のき損又は劣化
- 三 経年等により行政書士証票に貼付された写真での本人確認が困難となった場合
- 四 新旧各様式が有効である場合において、新様式での再交付を希望する場合

第6条第5項中「紛失又はき損による」を削り、「き損により再交付を受ける者は新たに交付される証票の受領と同時に既に交付されている証票」を「再交付を受ける者は、新たに交付される証票の受領と同時に既に交付されている証票（以下「旧証票」という。）」に改める。

第6条第6項中「証票」をそれぞれ「旧証票」に改める。

日本行政書士会連合会行政書士証票に関する規則別記様式第2中の再交付申請の理由中「紛失」「き損」を「第6条第1項第一号」、「第6条第1項第二号」に改め、その次に「第6条第1項第三号」、「第6条第1項第四号」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年8月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている証票についてはこの規則の施行後についても有効とする。

日本行政書士会連合会 行政書士証票に関する規則の一部改正（案）

<新旧対照条文>

改正案	現行
<p>(証票の記載事項)</p> <p>第3条 行政書士法人の社員である行政書士の場合、証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 <u>氏名(会則第39条第3項の規定に該当する場合は、氏名に続き括弧内に職名を記載する。)</u></p> <p>二～七 略</p> <p>2 行政書士又は行政書士法人の使用人である行政書士の場合、証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 <u>氏名(会則第39条第3項の規定に該当する場合は、氏名に続き括弧内に職名を記載する。)</u></p> <p>二～七 略</p> <p>3 前2項に掲げる場合以外の場合、証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 <u>氏名(会則第39条第3項の規定に該当する場合は、氏名に続き括弧内に職名を記載する。)</u></p> <p>二～六 略</p>	<p>(証票の記載事項)</p> <p>第3条 行政書士法人の社員である行政書士の場合、証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 <u>氏名</u></p> <p>二～七 略</p> <p>2 行政書士又は行政書士法人の使用人である行政書士の場合、証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 <u>氏名</u></p> <p>二～七 略</p> <p>3 前2項に掲げる場合以外の場合、証票には、行政書士名簿に基づき次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>一 <u>氏名</u></p> <p>二～六 略</p>
<p><u>(証票の再交付)</u></p> <p>第6条 行政書士は、<u>次の各号のいずれかの事由により証票の再交付を申請しようとするときは</u>、会則第47条第1項第六号に定める手数料を添え、行政書士証票再交付申請書（以下「再交付申請書」という。別記様式第2）により単位会を経由して本会に申請しなければならない。</p> <p>一 <u>証票の紛失</u></p>	<p><u>(証票の紛失又はき損による再交付)</u></p> <p>第6条 行政書士は、<u>証票の紛失又はき損によりその再交付を申請しようとするときは</u>、会則第47条第1項第六号に定める手数料を添え、行政書士証票再交付申請書（以下「再交付申請書」という。別記様式第2）により単位会を経由して本会に申請しなければならない。</p>

二 証票のき損又は劣化

三 経年等により行政書士証票に貼付された
写真での本人確認が困難となった場合

四 新旧各様式が有効である場合において、
新様式での再交付を希望する場合

2 単位会は、再交付申請書の提出があったときは、会則第47条第1項第六号に定める手数料を納入させ、本会に進達するものとする。

3 単位会は、申請者が手数料を納入したときは、領収証を発行し、その写し2通のうち1通は再交付申請書に添付して本会に送付するとともに、1通は単位会において保管するものとする。

4 単位会は、再交付申請書の提出があったときは、これを受理してから30日以内に本会に進達するものとする。

5 本会は、再交付申請書の進達を受けたときは、単位会を経由して当該申請者に新たな証票を交付する。この場合、再交付を受ける者は、新たに交付される証票の受領と同時に既に交付されている証票（以下「旧証票」という。）を返還するものとする。

6 本会は、単位会から旧証票の返還の進達を受けたときは、行政書士名簿に所要の事項を記録のうえ、その旧証票を廃棄処分する。

7 本会及び単位会は、証票の再交付をしたときには、それぞれ行政書士名簿に所要の事項を記録しておくものとする。

2 単位会は、再交付申請書の提出があったときは、会則第47条第1項第六号に定める手数料を納入させ、本会に進達するものとする。

3 単位会は、申請者が手数料を納入したときは、領収証を発行し、その写し2通のうち1通は再交付申請書に添付して本会に送付するとともに、1通は単位会において保管するものとする。

4 単位会は、再交付申請書の提出があったときは、これを受理してから30日以内に本会に進達するものとする。

5 本会は、紛失又はき損による再交付申請書の進達を受けたときは、単位会を経由して当該申請者に新たな証票を交付する。この場合、き損により再交付を受ける者は新たに交付される証票の受領と同時に既に交付されている証票を返還するものとする。

6 本会は、単位会から証票の返還の進達を受けたときは、行政書士名簿に所要の事項を記録のうえ、その証票を廃棄処分する。

7 本会及び単位会は、証票の再交付をしたときには、それぞれ行政書士名簿に所要の事項を記録しておくものとする。

行政書士証票表記例（参考）

別記様式第 1 - 1 - 1 の場合

（表）

行政書士証票	
	氏 名 行政 太郎（職名：〇〇 太郎）
	生 年 月 日 昭和 26 年 2 月 22 日
	事務所名称 行政書士法人〇〇事務所
	事務所所在地 東京都港区虎ノ門〇丁目〇番地〇
	属 性 行政書士法人の社員
	登録番号 第 12345678 号
上記の者は、行政書士法第 6 条の行政書士名簿に登録されており、 行政書士であることを証明する。	
発行日	令和 2 年 8 月 31 日
	日本行政書士会連合会 

※外国籍の会員で通称名を使用する場合も通称名を職名として表記します。